

盛岡市監査委員告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 26 年 3 月 27 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	藤 尾 善 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 25 年 11 月 29 日付け 25 盛監第 78 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 保健福祉部及び盛岡市保健所に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

25 盛福障第 289 号

平成 26 年 1 月 29 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 25 年 11 月 29 日付け 25 盛監第 78 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 保健福祉部障がい福祉課）

備品管理に当たり、必要な手続きを行わずに譲与している事例が 34 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

財務規則に基づき 10 月 21 日付けで備品返納通知等の手続きを行った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

備品の民間譲与は稀なケースで不慣れであったため、担当者及び決裁権者の手続き手順に対する認識不足が原因である。

今回の事案を受け、備品管理を始めとする会計事務の課内研修を行ったほか、実務経験の不慣れな事案が発生した場合は、必ず関係課等からの指導を受けることを徹底し、課内での情報共有を密にすることにより再発防止に努めることとした。

25 盛福生第 72 号
平成 26 年 1 月 30 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 25 年 11 月 29 日付け 25 盛監第 78 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（保健福祉部生活福祉課）

- (ア) 生活保護事業の実施に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が 1 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (イ) 電報電話料等の支払に当たり、支払期限を徒過して事務処理している事例が 9 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

- ア 住宅引払い経費の支給について、決裁権者である市長の決裁を得ていない事例に対する指摘であり、今後の適正な事務執行のため、市長内部部局専決及び代決に関する規程の一部改正について職員課長あて依頼した。
- イ 支払遅延の再発防止のため、迅速な支払手続きを徹底し、請求書類の管理方法等の改善を行った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

- ア 原因は、生活保護法以外の援助である被保護者の住宅引払い経費の支給については、市長内部部局専決及び代決に関する規程に定めが無いことから、市長の決裁を得る必要があるが、認識不足により誤った事務執行を行ったものである。

住宅引払い経費の支給に係る決裁権者を生活福祉課長とするための同規程の一部改正について、平成 26 年 1 月 9 日付けで職員課長あて依頼しているところであり、改正後はこれに基づき適正な事務執行に努めることとする。

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

イ 原因は、支払遅延に対する認識不足及び請求書類の管理等が適正に行われていなかったことによるものである。

迅速な支払手続きを常に意識し、請求書類を種類や支払期限ごとに区分したチェックリスト(平成 26 年 1 月作成)により複数人でのチェック体制を取り、支払遅延の再発防止に努める。

25 盛保企第 207 号

平成 26 年 1 月 28 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男 様
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一 様
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三 様
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 25 年 11 月 29 日付け 25 盛監第 78 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 盛岡市保健所 企画総務課）

夜間急患診療所使用料の不納欠損に当たり、債務者による時効の援用がない債権を、時効完成として不納欠損処分を行っている事例が見られたので適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

夜間急患診療所使用料については、私債権であるため、不納欠損処分ができないことから、2 月中に不納欠損処分を取り消す手続きをとることとする。

今後は、債権管理に関する法令等の習熟に努め、公正・公平な債権管理を行なうよう所属長に指示した。

また、他の債権も含め、効率的・効果的債権管理のため、統一的基準づくりを検討することとした。

(2) 原因及び再発防止策の内容

原因は、債権の種類により不納欠損処分が不可となることを知らずに事務処理を進めたことであった。

今後は、職員において研修を行い、公法上の債権及び私法上の債権との違いについて習熟し再発防止に努める。

なお、他都市で導入している市債権管理条例等を参考に、適正な債権管理の統一的基準づくりに具体的に取り組むこととする。